

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく一時扶助申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、令和6年5月7日付けの一時扶助申請（住宅維持費 特別基準）却下通知書（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った一時扶助申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、次のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張し、本件処分の取消しを求めている。

家主との協議について、運用上求めているのみであり、これが要件でといった記載はない。また、別で審査請求を提起しているが、〇〇区から特別基準の認定があり全て支給され、〇〇区に引っ越してきたにも関わらず、〇〇区は、理由も説明しないまま、特別基準の認定をしないとの主張を繰り返し、結果的に家賃の滞納になってしまっているのだから、協議をできない状況を作り出したのは、処分庁であって、請求人に責任はない。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年11月6日	諮問
令和7年12月12日	審議（第107回第1部会）
令和8年1月9日	審議（第108回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準・種類

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

法11条1項は、保護の種類として、3号に住宅扶助を挙げ、法14条は、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住居又は補修その他住宅の維持のために必要なものの範囲内において行われるとしている。

(2) 住宅維持費

ア 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7・4・(2)・アは、補修費等住宅維持費は、被保護者が現に居住する家屋の畳、建具、水道設備、配電設備等の従属物の修理又は現に居住する家屋の補修その他維持のための経費を要する場合に認定することとしている。

イ 「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問7-116（答）は、住宅用火災警報器の購入費用を住宅維持費の支給対象として取り扱って差し支えないかとの問いに対し、以下の場合に限り、必要最小限度の範囲で支給して差し支えないとし、①持ち家に

居住する場合と②民間の借家・アパート等に居住する場合で、かつ、家主と入居者の協議の結果、すべての入居者が自己負担で設置することに同意している場合を挙げている。

(3) 保護の申請に対する決定

法24条1項は、保護の開始を申請する者は、要保護者の氏名及び住所、保護を受けようとする理由等を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとし、同条3項及び4項は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して決定理由を付した書面をもって、これを通知しなければならないものとしている。

そして、同条9項は、同条1項から7項までの規定を要保護者等からの保護の変更の申請について準用するものとしている。

(4) 局長通知等の位置付け

局長通知は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。また、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものとして、その内容も妥当なものであると認められる。

2 本件処分についての検討

上記1の法令等の定めを前提として、本件処分に違法又は不当な点がないか、以下検討する。

本件申請は火災報知器の設置費用を求めるものであるところ、担当職員が請求人に対し、家主に設置を相談するよう話したのに対し、請求人は、本件申請を認めないのであれば速やかに却下通知書を作成し、交付するよう求めたことが認められる

問答集によれば、家主と入居者の協議の結果、すべての入居者が自己負担で設置することに同意している場合には、住宅用火災警報器の購入費用を住宅維持費の支給対象として取り扱って差し支えないとされている(1・(2)・イ)。住宅用火災警報器の設置義務者は住宅の関係者であり、家主と賃借人の双方に義務があることから、家主との協議を求める問答集の上記記載は妥当なものと認められるため、処分庁が請求人の言動により、家主と協議をする意思はないものと判断し、本件申請を却下したことに不合理な点は認められない。

したがって、本件処分は上記1の法令等の定めにもとづいてなされたもの

であると認められ、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、家主との協議については、運用上求めているのみであり、これが要件でといった記載はない、また、家賃の滞納により家主との協議をできない状況を作り出したのは、住宅扶助の特別基準の認定をしない処分庁であるから請求人に責任はない旨を主張する。

しかし、上記2で述べたように、問答集の上記記載に基づいて行われた本件処分に違法又は不当な点があるということとはできない。また、別件審査請求において判断したとおり、住宅扶助の特別基準を認定しなかった処分庁の判断に不合理な点は認められないことから、家賃の滞納が処分庁に責任があるとする請求人の主張には理由がない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

大橋洋一、海野仁志、織朱實

別紙(略)